

評議員
役員・理事
支部長
事務担当者 各位

東剣連居発第 31 号
令和 7 年 3 月 26 日

(一財) 東京都剣道連盟居合道部会
会長 伊藤 繁 男

東京都剣道連盟居合道部会 会員に関する規程において

一部改正のおしらせ

拝啓

春分の候、会員諸氏におかれましては益々ご精武のこととお慶び申し上げます。また、平素より居合道部会の活動にご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2月28日(金)の第二回通常理事会にて可決され、3月15日(土)に開催されました評議員会にて承認いただきました「年会費の改定議案」に基づきまして、一般財団法人東京都剣道連盟居合道部会 会員に関する規程(平成31年3月17日東剣居規定第11号)の第4条第2項を改正いたします。また、この規定は令和7年4月1日より施行いたします。詳細は添付の「新旧対照表」、および改正した「会員に関する規程」をご高覧いただきたく存じます。

今後とも、居合道部会の運営に一層のご理解を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

東剣居規程第 21 号

会員に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 15 日

一般財団法人東京都剣道連盟居合道部会

会 長 伊 藤 繁 男

会員に関する規程の一部を改正する規程

会員に関する規程（平成 31 年 3 月 17 日東剣居規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を次表のとおり改める。

新旧対照

新	旧
2 正会員の年会費は、次のとおりとする。	2 正会員の年会費は、次のとおりとする。
(1) 高校生以下 2,000 円	(1) 小学生 1,000 円
(2) 一 般 5,000 円	(2) 中学生 1,000 円
	(3) 高校生 2,000 円
	(4) 大学生 3,000 円
	(5) 一 般 5,000 円

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

会員に関する規程

平成31年3月17日
東剣居規程第11号
改正 令和7年3月15日
東剣居規程第21号

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人東京都剣道連盟居合道部会定款（以下「定款」という。）第62条第2項の規定に基づき、一般財団法人東京都剣道連盟居合道部会（以下「部会」という。）の会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種類)

第2条 定款第62条第1項に規定にする会員の種類は、正会員及び賛助会員とする。
2 正会員は、定款第60条第5項に規定する支部のいずれかに所属している個人とする。
3 賛助会員は、部会の目的、事業に賛同する前項に規定する以外の個人又は団体とする。

(入会の手続き)

第3条 部会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第4条 会員になろうとする者は、年度会費を部会に納めなければならない。以後毎年度会費を納めるものとする。
2 正会員の年会費は、次のとおりとする。
(1) 高校生以下 2,000円
(2) 一般 5,000円
3 賛助会員の年会費は、1口10,000円以上とする。
4 会費は、原則として毎年5月末日までに納入しなければならない。

(理事会への報告)

第5条 会長は、正会員又は賛助会員となった者について、その数及び属性を直近に開催される理事会に報告しなければならない。
2 会長は、退会した者について、その数、退会理由等を、直近に開催される理事会に報告するものとする。

(会員の特典)

第6条 会員は、次の特典を享受することができる。
(1) 部会主催の各種大会、研修会、講習会、講演会等に参加することができる。
(2) 一般財団法人全日本剣道連盟、一般財団法人東京都剣道連盟、その他国、地方公共団体等が主催する事業のうち、部会に関係する事業に参加することができる。
(3) 居合道の称号、段位及び級位審査を受審することができる。
(4) その他部会が主催、共催又は主管する各種行事に参加することができる。

(正会員の義務)

第7条 正会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 居合道の修練を通じて心身を練磨し、人間形成に努める。
- (2) 部会の事業に積極的に参加し、役員等に協力して部会の発展に努める。
- (3) 部会の定款及び各種規定を遵守する。
- (4) 部会の名誉を毀損し又は品位を傷つける行為をしないように努める。

(戒告又は除名)

第8条 正会員が、前条第3号又は第4号の規定に違反する行為をしたことが判明したときは、理事会の決議により当該会員を戒告又は除名することができる。

- 2 前項の規定により正会員が戒告又は除名されるときは、議決する理事会に当該会員が出席して弁明する機会が与えられる。

(資格の喪失)

第9条 正会員が、禁錮以上の刑に処せられたときは、その資格を失うものとする。

(退 会)

第10条 会員は、いつでも退会通知を部会に提出することにより、退会することができる。

- 2 会員が、次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会員が死亡したとき。
- (2) 所定の期日を1ヵ年経過しても、会費を納入しないとき。

- 3 第1項及び前項第1号の場合、理由の如何を問わず既納の会費を返還しない。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、部会の設立登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。